

15.7.19
6

五、鮮決事項

- 一、四重犬上ル過失ニヨリ疾病ノ外改訂ニ場法施行令ノ扶助規定ヲ適用スルコト
 - 二、通令前二ヶ年間ハノ絶対ニ解雇セザルコト
 - 三、二日積使用スルモノニ対シテハ相当ノ考慮スルコト
 - 四、(甲)年二回一回指才以上同種積ヲスルコト
 - 五、(乙)雇傭ニ于レテモ團體交渉権ヲ認ムルコト
- 六、労働者側ノ解雇者指名ト主張セシメテ之ヲ解決スルコト
- 一、従来十時百半ノ従価収入ノ時多額俸給大目録ニ改訂ニシテハ結局工場改善ノ功才没却スルモノナリ他社ニ引カント欲スル日該ハ時多額俸給大目録俸給トシテ之ノ主権通リ
- 一、半期賞與ニ在りテハ一割ヲ支給スルハ全労組ノ高義ヲ没却スルモノナリ同種ニ在リテ該法便所通ノ恩惠ハ三ノ一ニシテ
- 一、各人疾病ニ対シテニ場法施行令ニ基キ扶助規定ニ依リ然ラズ他社拒絶
- 一、通令前二ヶ年間ハノ積可解雇ノ他ニ解雇セズ
- 一、三ヶ月俸使甲ハ改訂ノ根拠ヲ為スモノナリ施行ス
- 一、七年三回以上ノ積積計サント見テ見テ積積又二回五割ヲ易積ヲ為スノ積積ハ毎季通リ支給スルコト
- 一、雇傭ニ于レテハ團體交渉権ハ他社ニ没ナス
- 日本認同恩、有積積在官、有屬主組在、
- 七、労働者総数 百十五名
- 八、組合加盟員数 全部

持券者秘書 八五五五

大のしあふ七月十一日

神多し取考多可別高幸輝長

恒例會考物理部田部中股

(四) 卷

毎月十日付以成、係、東京区居不、場、予、御、尋、淡、州、選、別、記、ノ、通、令、加、ハ、沙、也、為、也